

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会
取りまとめ報告書（案）
—生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針—
（仮題）

目 次 （案）

第 1 章 パブリシティ権、肖像権等による肖像、声等の法的保護に関する一般論

第 1 パブリシティ権

- 1 パブリシティ権の保護の対象等
 - (1) ピンク・レディー事件最高裁判決が示す保護の対象——人の「肖像等」
 - (2) 「肖像等」に声が含まれるか
- 2 パブリシティ権の法的性質・保護法益
- 3 パブリシティ権侵害の判断基準
 - (1) ピンク・レディー事件最高裁判決における判断基準
 - (2) 氏名・肖像を念頭に置いた各要件の検討
 - (3) 声のパブリシティ権侵害の判断基準
- 4 パブリシティ権侵害による損害賠償請求・差止請求
 - (1) 損害の範囲
 - (2) 差止請求
 - (3) パブリシティ権の利用許諾（ライセンス）がされている場合の損害賠償・差止請求の主体
 - (4) パブリシティ権の譲渡の合意がされている場合及び死後のパブリシティ権侵害の場合の請求主体

第 2 肖像等をみだりに利用されない権利

- 1 肖像等をみだりに利用されない権利の法的性質等
 - (1) 判例における肖像等をみだりに利用されない権利の位置付け
 - (2) 肖像等をみだりに利用されない権利の法的性質
 - (3) 「肖像等」に声は含まれるか
- 2 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の判断基準
 - (1) 法廷内写真撮影事件最高裁判決
 - (2) 肖像権侵害の判断基準等
 - (3) 声をみだりに利用されない権利の侵害の判断基準
- 3 パブリシティ権との関係性

- 4 肖像等をみだりに利用されない権利の譲渡性
- 5 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害による損害賠償請求・差止請求
 - (1) 損害の範囲
 - (2) 差止請求
 - (3) 損害賠償・差止めの請求主体
- 6 死後の肖像等の利用
 - (1) 死者の人格権の権利主体性
 - (2) 敬愛追慕の情による保護とその要件
 - (3) 肖像利用と敬愛追慕の情
 - (4) 人の声の利用と敬愛追慕の情
 - (5) 損害の範囲
 - (6) 敬愛追慕の情と差止請求

第3 不正競争防止法

- 1 肖像等の無断利用に関して不正競争が問題となる各類型の要件等
 - (1) 周知表示混同惹起行為（不競法第2条第1項第1号）・著名表示冒用行為（同項第2号）
 - (2) 誤認惹起行為（不競法第2条第1項第20号）
 - (3) 信用毀損行為（不競法第2条第1項第21号）
- 2 不正競争に該当する場合の効果
- 3 パブリシティ権との比較
 - (1) 適用範囲について
 - (2) 請求主体について

第2章 肖像・声の無断利用に関する事例検討

第1 想定事例の概要

第2 映像作品への俳優の肖像の無断利用がされた事案（想定事例1）

- 1 パブリシティ権侵害について
 - (1) 本人の肖像が有する顧客吸引力の利用
 - (2) 3類型の該当性について
 - (3) 損害賠償請求について
 - (4) 差止請求について
- 2 不競法について
 - (1) 混同惹起行為該当性（不競法第2条第1項第1号）
 - (2) 著名表示冒用行為該当性（不競法第2条第1項第2号）
 - (3) 不正競争に該当する場合の効果

第3 配信音源への歌手・声優の声（キャラクターの声を含む。）の無断利用がされた事案（想定事例2）

1 パブリシティ権侵害について

- (1) 本人の声が有する顧客吸引力の利用
- (2) 3 類型の該当性について
- (3) 損害賠償請求及び差止請求について
- (4) 生成 A I のサービス提供行為等について（補論）

2 不競法について

- (1) 混同惹起行為該当性（不競法第 2 条第 1 項第 1 号）
- (2) 著名表示冒用行為該当性（不競法第 2 条第 1 項第 2 号）
- (3) 不正競争に該当する場合の効果

第 4 性的画像・音源への俳優の肖像・声優の声の無断利用がされた事案（想定事例 3）

1 肖像権侵害について（想定事例 3 - 1）

- (1) 肖像権侵害の判断基準
- (2) 損害賠償請求について
- (3) 差止請求について
- (4) 肖像の無断利用をされたのが一般人である場合について

2 パブリシティ権侵害について（想定事例 3 - 1）

- (1) 本人の肖像が有する顧客吸引力の利用
- (2) 3 類型の該当性について
- (3) 損害賠償請求及び差止請求について

3 声をみだりに利用されない権利の侵害について（想定事例 3 - 2）

- (1) 声をみだりに利用されない権利の侵害の判断基準
- (2) 想定事例 3 - 2 について
- (3) 損害賠償請求及び差止請求について
- (4) 声の無断利用をされたのが一般人である場合について

4 パブリシティ権侵害について（想定事例 3 - 2）

- (1) 本人の声が有する顧客吸引力の利用
- (2) 3 類型の該当性について
- (3) 損害賠償請求及び差止請求について

第 5 収益目的なく俳優の肖像・声優の声の無断利用がされた事案（想定事例 4）

1 パブリシティ権侵害

- (1) 基本的な考え方の確認
- (2) 想定事例 4 について

2 肖像等をみだりに利用されない権利の侵害

- (1) 基本的な考え方の確認
- (2) 想定事例 4 について

第 6 本人が所属事務所に対してパブリシティ権の独占的利用許諾又は譲渡を約定し

ている事案（想定事例 5）

- 1 パブリシティ権の独占的な利用を許諾する旨の約定がある場合
 - (1) 損害賠償請求について
 - (2) 差止請求について
- 2 パブリシティ権を譲渡する旨の約定がある場合
 - (1) パブリシティ権の譲渡性に関する議論の確認
 - (2) 想定事例 5 - 2 について
- 3 不競法について

第 7 本人の死後に映像作品への俳優の肖像の無断利用がされた事案（想定事例 6）

- 1 パブリシティ権侵害について
 - (1) 問題の所在
 - (2) パブリシティ権の相続性に関する議論の確認
 - (3) 想定事例 6 について
- 2 不競法について
 - (1) 混同惹起行為該当性
 - (2) 著名表示冒用行為該当性
 - (3) 損害賠償請求及び差止請求の主体

第 8 本人の死後に性的画像への俳優の肖像の無断利用がされた事案（想定事例 7）

- 1 故人の肖像権侵害を理由とする損害賠償請求及び差止請求の可否
- 2 故人に対する遺族の敬愛追慕の情に基づく損害賠償請求及び差止請求の可否
 - (1) 故人に対する遺族の敬愛追慕の情の侵害の判断基準
 - (2) 損害賠償請求について
 - (3) 差止請求について
 - (4) 肖像の無断利用をされたのが一般人である場合について

想定事例一覧

想 定 事 例
【想定事例 1】 Yは、俳優Xに無断で、生成AIアプリにより、Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画（本件動画1）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。この事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。
【想定事例 2】 次の各事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。
2-1 Yが、歌手Xに無断で、生成AIアプリにより、Aの楽曲を歌手Xによく似た歌声で歌っている音源（本件音源2-1）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た事例 ※ 本件音源2-1に「AI歌手XにAの曲を歌わせてみた」とのタイトルが付されていた場合はどうか。
2-2 Yが、声優Xに無断で、生成AIアプリにより、Bの楽曲を声優Xの演じるアニメキャラクターCの声によく似た歌声で歌っている音源（本件音源2-2）を生成し、「CにBの曲を歌わせてみた」とのタイトルを付し、SNS上に公開して収益を得た事例
【想定事例 3】 次の各事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。
3-1 Yは、俳優Xに無断で、画像生成AIアプリに俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（本件画像3-1）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。 ※ Xが俳優ではなく、一般人である場合はどうか。
3-2 Yは、生成AIアプリにより、声優Xの声を合成し、Xがわいせつなテキストを読み上げているかのような音源（本件音源3-2）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。 ※ Xが声優ではなく、一般人である場合はどうか。
【想定事例 4】 想定事例1及び想定事例2-1において、Yに収益を得る目的がなく、単なる興味本位で本件動画1又は本件音源2-1をSNS上に公開した場合には、パブリシティ権及び肖像等をみだりに利用されない権利の侵害が認められるか。
【想定事例 5】 想定事例1及び想定事例2-1において、Xは、芸能事務所である株式会社Zとの間で、以下の5-1又は5-2の内容の約断をしていた。この事例におけるZのYに対する損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。
5-1 Xが、Zに対し、Xが有するパブリシティ権の独占的な利用を許諾する旨の約断 5-2 Xが、Zに対し、Xが有するパブリシティ権を譲渡する旨の約断
【想定事例 6】 Yは、生成AIアプリにより、故人である俳優Xによく似た顔の者がアクションシーンを演じている動画を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。この事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。
【想定事例 7】 Yは、画像生成AIアプリに故人である俳優Xの肖像とAの裸の画像とを入力した上で、Xの顔とAの裸を合成する指示をして、Xが裸になっているかのような画像（本件画像7）を生成し、これをSNS上に公開して収益を得た。この事例における損害賠償請求及び差止請求についてどのように考えるか。 ※ Xが俳優ではなく、一般人である場合はどうか。